

福祉・介護職員等特定処遇改善加算における情報公開（見える化要件）

令和元（2019）年10月介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算の算定要件は以下となります。

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表致します。

	職場環境要件項目	柗の郷の取組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	資格取得支援制度を継続して行い、受験料や研修費等の補助、勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。 各種研修受講については、経験年数等を考慮し計画的に育成を行っている。
労働環境・処遇の改善	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	年間5日のリフレッシュ休暇の付与、取得推進に加え年次有給休暇取得の推進を積極的に行っている。
	新人福祉・介護職員の早期離職防止の為にエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入	新人職員に対して、指導担当者が業務等を教えている。
	ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化	勤怠管理システムの導入、介護ソフトの導入により各種記録や申し送り事項等を共有することにより、業務の効率化を図っている。
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	車椅子仕様車を導入し、車椅子の利用者様の車への移乗に伴う職員の負担の軽減を行っている。
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の充実	仕事と子育ての両立を促し、育児休業の取得や復帰後シフト上の配慮。男性職員の育児休業取得の実績多数あり。事業所内託児所を設置し保育士を配置している。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	介護ソフトの利用だけでなく、随時ミーティングを行い、業務内容や支援内容の改善を図っている。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	各種事故対応マニュアルを整備し、責任の所在を明確にしている。事故・虐待防止委員会を設置し事故等の原因追及、事後対策を検討し実施している。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年次健康診断の実施、ストレスチェックの実施と産業医の面談、敷地内の分煙化、職員休憩室の確保を行っている。
その他	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	無理のない業務プログラムを各人に作成するとともに、他の職員もその内容を共有して協働を図っている。
	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	毎年開催される施設のお祭り等に地域住民を招待して交流を図っている。
	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への希望を確認した上で転換を推奨している。
	職員の増員による業務負担の軽減	補助業務を切り分けて職員を採用するなど、効率化を図りつつ積極的に職員の採用を進め、国の配置基準以上の職員配置を敷いている。